

# 渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整をする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に定める職にある者をもって組織する。ただし、別表に定める職にある者が欠員のときは、当該市町村の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

(役員)

第4条 幹事会に、幹事会会長1名及び幹事会副会長5名を置く。

2 幹事会会長及び幹事会副会長は、幹事の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第5条 幹事会会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 幹事会副会長は、幹事会会長を補佐し、幹事会会長に事故あるとき又は幹事会会長が欠けたときは、幹事会会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議は、幹事会会長が招集し、その議長となる。

2 幹事会会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 幹事会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 幹事会会長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。

別表（第3条関係）

渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
助 役	助 役	助 役	助 役	助 役	助 役
収入役	収入役	収入役	収入役	収入役	収入役
教育長	教育長	教育長	教育長	教育長	教育長
総務部長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長
企画部長	企画観光 課長	企画観光 課長	企画課長	企画課長	企画財政 課長